

盛土の総点検の進め方について

- ・ 人家等に影響のある盛土について、土地利用関係各府省（国土交通省、農林水産省、林野庁、環境省）の連名で、都道府県に対し、以下のような作業を行っていただくことを8月11日に通知。
- ・ 都道府県の現場が混乱しないよう、関係府省が連携してサポート。

重点点検対象エリア及び重点点検箇所

- ① 土砂災害警戒区域（土石流）の上流域及び区域内（地すべり、急傾斜）
- ② 山地災害危険地区の集水区域（崩壊土砂流出）及び地区内（地すべり、山腹崩壊）
- ③ 大規模盛土造成地 ※）各地方公共団体等において点検が必要と考える箇所も対象

盛土の把握

- ・ 各地方公共団体等が、許可・届出資料等から確認した盛土
- ・ 盛土可能性箇所データ（国土地理院提供）等から推定される盛土
- ・ その他、各地方公共団体等において点検が必要と考える盛土 等

土地利用制限の権限を有する各地方公共団体等がそれぞれの観点から点検

点検の観点（目視で点検）

- ① 許可・届出等の必要な手続きが行われているか
- ② 手続き内容と現地の状況が一致しているか（面積、土量等）
- ③ 災害防止の必要な措置がとられているか（水抜きの有無等）
- ④ 禁止事項に関する確認（廃棄物の有無等）

- 全国約 3.6万箇所のうち、約 2.8万箇所（約8割）について目視等による点検完了の報告。
- 年度内に大半の都道府県で目視等による点検が完了する見込みである。
- 点検 4 項目のうち、いずれかの点検項目に該当する盛土は約1,400箇所あった。

【盛土の総点検の暫定とりまとめ（11月末時点における点検結果）】

- 総点検の対象箇所数 : 36,226箇所
 - 目視等による点検が完了した箇所数 : 28,152箇所
 - － 法令手続きとの関係について
 - ① 許可・届出等の手続きがとられていなかった盛土 …… 743 箇所
 - ② 手続き内容と現地の状況に相違があった盛土 …… 660 箇所

各法令に基づく行政上の措置の実施が必要
 - － 現場における状況について
 - ③ 必要な災害防止措置が確認できなかった盛土 …… 657 箇所
 - ④ 廃棄物の投棄等が確認された盛土 …… 137 箇所

必要に応じ、詳細調査等を実施
各法令に基づく行政上の措置の実施が必要
- ※ ①～④は重複有り（重複を除くと、1,375箇所）

盛土の総点検の暫定とりまとめについて（２）

参考資料 3
 (令和3年12月16日
 第3回幹事会資料1)

総点検の対象箇所数（土地利用規制等別の整理）

（箇所）

	土砂災害警戒区域			山地災害危険地区			大規模盛土造成地	左記以外の箇所	合計
	土石流上流部	地すべり	急傾斜	崩落土砂流出	地すべり	山腹崩落			
宅地造成等規制法	515	292	5,719	393	12	807	2,498	1,491	11,727
都市計画法	1,381	656	7,613	754	41	1,147	4,665	3,688	19,945
農地法、農振法	267	215	300	182	65	62	40	685	1,816
森林法	1,364	158	1,114	1,693	119	541	356	1,809	7,154
その他の法令等	2,065	439	1,984	1,255	86	404	1,969	4,139	12,341
合計	5,592	1,760	16,730	4,277	323	2,961	9,528	11,812	52,983 (重複除き36,226)

- 総点検で確認された人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土については、行為者による是正措置を基本に、地方公共団体が行う詳細調査や危険箇所対策等について、国土交通省・農林水産省・林野庁・環境省が予算措置。
- 令和3年度補正予算（案）において、安全性把握のための詳細調査や応急対策工事、また、廃棄物の不法投棄の可能性のある盛土に対する詳細調査に関する予算として、約20億円を計上。

1. 事業の関係省庁

国土交通省、農林水産省、林野庁、環境省

2. 事業内容

総点検を実施し、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する緊急対策として、以下を実施。

- ① 安全性を確認するための詳細調査（ボーリング、監視等）
- ② 応急対策工事（土留工等）
- ③ 不法投棄等の可能性がある盛土に対する詳細調査

3. 事業主体

地方公共団体

<事業のイメージ>



詳細調査
(ボーリング)



応急対策
(土留工)